



福岡県医第845号（地）

平成23年 7月 1日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

（公 印 省 略）

福岡県国民健康保険団体連合会の再審査における
点数調整（査定または復活）の処理について

福岡県国民健康保険団体連合会では、平成23年5月処理（平成23年4月診療分）より、国保中央会開発の国保総合システムによる事務処理が行われておりますが、国保総合システム導入に伴い再審査の点数調整（査定または復活）に関する処理内容が下記の通り一部変更される旨、福岡県国民健康保険団体連合会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更となる事例

医科（歯科）診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）とその処方せんによる調剤報酬に係る調剤レセプトの再審査申立て（突合審査）のうち

- ① 調剤レセプトの薬剤料等が点数調整（査定または復活）となり、医科（歯科）レセプトで請求されている処方せん料について点数調整（査定または復活）が必要な場合。
- ② 調剤レセプトの薬剤料等の点数調整（査定または復活）と医科（歯科）レセプトに点数調整（査定または復活）が必要な場合。

2. 現行

①②とも薬剤料等の点数調整（査定または復活）と、処方せん料または医科（歯科）レセプトの点数調整（査定または復活）を同月に処理。

3. 変更後

①②とも1ヶ月目に薬剤料等の点数調整（査定または復活）の処理を行い、翌月以降に処方せん料または医科（歯科）レセプトの点数調整（査定または復活）と、2回に分けて処理。

※ 再審査結果通知書については1ヶ月目に薬剤料等の点数調整（査定または復活）の内容を通知し、翌月以降に処方せん料または医科（歯科）レセプトの点数調整（査定または復活）の内容を通知。

4. 実施時期

① については平成 23 年 6 月末支払分より

② については平成 23 年 6 月末支払分より同年 9 月末支払分まで

福岡県医師会 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

再審査における点数調整（査定または復活）の処理について

平素から本会の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では平成23年5月処理（平成23年4月診療分）より、国保中央会開発の国保総合システムによる事務処理を行っておりますが、国保総合システム導入に伴い再審査の点数調整（査定または復活）に関する処理内容が下記の通り一部変更となりますので、ご理解頂きますようお願いいたします。

記

1. 変更となる事例

医科（歯科）診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）とその処方せんによる調剤報酬に係る調剤レセプトの再審査申立て（突合審査）のうち

- ① 調剤レセプトの薬剤料等が点数調整（査定または復活）となり、医科（歯科）レセプトで請求されている処方せん料について点数調整（査定または復活）が必要な場合。
- ② 調剤レセプトの薬剤料等の点数調整（査定または復活）と医科（歯科）レセプトに点数調整（査定または復活）が必要な場合。

2. 現行

①②とも薬剤料等の点数調整（査定または復活）と、処方せん料または医科（歯科）レセプトの点数調整（査定または復活）を同月に処理しています。

3. 変更後

①②とも1ヶ月目に薬剤料等の点数調整（査定または復活）の処理を行い、翌月以降に処方せん料または医科（歯科）レセプトの点数調整（査定または復活）と、2回に分けて処理を行います。

※ 再審査結果通知書については1ヶ月目に薬剤料等の点数調整（査定または復活）の内容を通知し、翌月以降に処方せん料または医科（歯科）レセプトの点数調整（査定または復活）の内容を通知します。

4. 実施時期

- ① については平成23年6月末支払分より
- ② については平成23年6月末支払分より同年9月末支払分まで

連絡先

福岡県国民健康保険団体連合会

審査部 審査第3課 TEL 092-642-7843

保険医療機関 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

再審査における点数調整（査定または復活）の処理について

平素から本会の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では平成23年5月処理（平成23年4月診療分）より、国保中央会開発の国保総合システムによる事務処理を行っておりますが、国保総合システム導入に伴い再審査の点数調整（査定または復活）に関する処理内容が下記の通り一部変更となりますので、ご理解頂きますようよろしくお願いいたします。

記

1. 変更となる事例 （別紙参照）

医科（歯科）診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）とその処方せんによる調剤報酬に係る調剤レセプトの再審査申立て（突合審査）のうち

- ① 調剤レセプトの薬剤料等が点数調整（査定または復活）となり、医科（歯科）レセプトで請求されている処方せん料について点数調整（査定または復活）が必要な場合。（事例①）
- ② 調剤レセプトの薬剤料等の点数調整（査定または復活）と医科（歯科）レセプトに点数調整（査定または復活）が必要な場合。（事例②）

2. 現行

①②とも薬剤料等の点数調整（査定または復活）と、処方せん料または医科（歯科）レセプトの点数調整（査定または復活）を同月に処理しています。

3. 変更後

①②とも1ヶ月目に薬剤料等の点数調整（査定または復活）の処理を行い、翌月以降に処方せん料または医科（歯科）レセプトの点数調整（査定または復活）と、2回に分けて処理を行います。

※ 再審査結果通知書については1ヶ月目に薬剤料等の点数調整（査定または復活）の内容を通知し、翌月以降に処方せん料または医科（歯科）レセプトの点数調整（査定または復活）の内容を通知します。

4. 実施時期

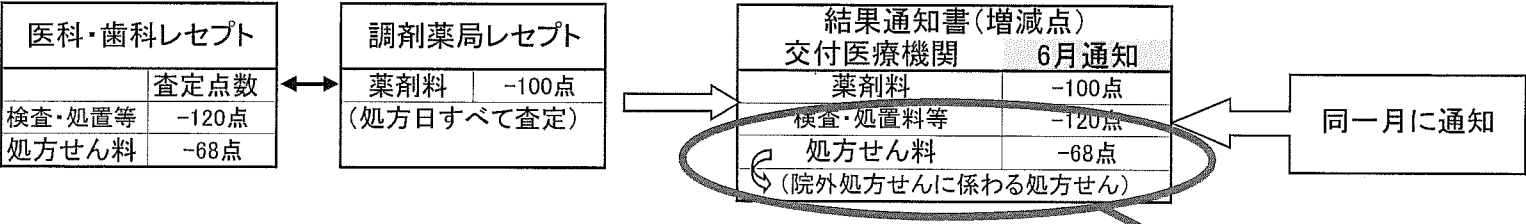
- ① については平成23年6月末支払分より
- ② については平成23年6月末支払分より同年9月末支払分まで

連絡先 福岡県国民健康保険団体連合会 審査部 審査第3課 TEL 092-642-7843

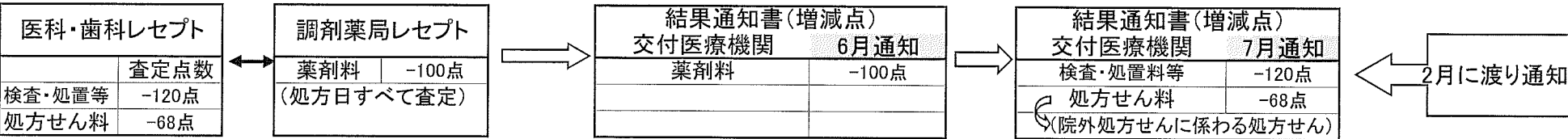
院外処方せんを発行されている医療機関のみなさまへ

突合審査(処方せん発行(交付)医療機関と処方先調剤薬局を併せて審査)で査定された場合に結果通知書が一部変更になります。

現行

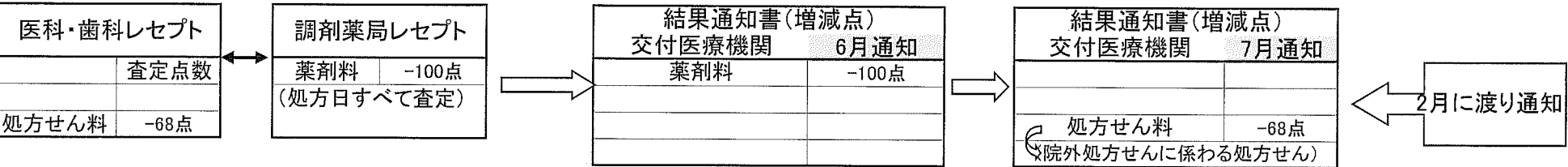


変更後



* 参考 (前文より)

事例①



事例②

